

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（二）

第二部 租税（一）

本書の第一篇が示すとおり、個人の収入は最終的には地代、利潤、賃金の三つの源泉に帰着する。したがつて、あらゆる租税は結局、この三種のいずれか、または三者すべてによつて負担される。本章では、地代に負担がかかる税、利潤に負担がかかる税、賃金に負担がかかる税、さらに三つの源泉すべてに均等に及ぶ税を順に取り上げ、要点をできるだけ明快に述べる。本章の第二部はこの四つの類型に沿つて四項に分け、そのうち三項には複数の下位区分を設けている。なお、検討を進めるなかで、多くの税が当初想定した負担の源泉に最終的には帰着していないことも明らかになる。

各税目を論じる前に、税制全体の基本となる四原則をあらかじめ示しておく必要がある。

一 各国の住民は、政府の費用を可能なかぎり各自の負担能力に比例させて負担すべきだ。すなわち、国家の保護のもとで得る所得の大きさに応じて拠出するのが妥当だ。国家に属する各個人にとつての政府の費用は、大規模な地所の共有者が持分比率に応じ

て管理費を出し合うのと同じ関係にある。この原則が守られているかどうかが、課税の平等と不平等を分ける。また、先に挙げた三種の所得のうち一つにだけ最終的な負担がかかり、残る二つに波及しない税は、本質的に不平等であることをあらかじめ述べておく。以下で各税を検討する際には、この種の不平等は深入りせず、主として、その税がかかる特定の私的所得の内部でさえ負担が偏るという不平等に焦点を当てる。

二 各人が負担すべき税額は、恣意によらず明確に定まっていなければならない。納付の時期、方法、および金額は、納税者にも第三者にも疑いなく一目でわかるよう、平易に示されていなければならない。これが欠けたり曖昧だと、納税者は税務職員の裁量や思惑に左右され、職員は目をつけた相手や気に入らない相手の負担を重くし、その不安や恐れに付け込んで金品や便宜を求め、自らの私益を図ることすらできてしまう。課税が不確定であることは、彼らが横柄でも腐敗してもいい場合でも、もとより評判の良くないその職の横柄さや腐敗に拍車をかける。各人が支払うべき額の確定性は課税において極めて重要であり、各国の経験によれば、かなりの不平等があつても、わずかな不確実性の方が害は大きい。

三 租税は、納税者が最も納めやすい時期や方法で課すべきである。地代や家賃に対

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（二）

する税は、賃料の通常の支払期日に合わせて徴収すれば、納税者は支払原資を用意しやすい。贅沢品などの消費財に対する税は最終的に消費者が負担し、購入の都度少額ずつ支払うのが通例であり、一般に過度の負担とはなりにくい。しかも購入するかどうかは本人の自由である以上、この種の税によって著しい不便が生じるとすれば、その要因は主として本人に起因する。

四 租税は、国庫の歳入を得る際に国民に生じる余計な負担ができるだけ小さくなるよう設計すべきだ。それでも税は、次の四つの経路で、国庫に入る額を超える重荷を生み得る。第一に、賦課と徴収には多くの公務員が必要となり、その給与が税収を圧迫し、役得や手当といった私益がさらに負担を増やす。第二に、産業や経済活動を妨げ、本来なら多くの人々に生計や雇用を生み得た事業への参入をためらわせる。納税を課しながら、その原資である所得や資金の源泉を縮小させ、ときには失わせる。第三に、脱税や逃税に手を染めて摘発され、没収や罰則を受けた者を破綻させ、その資本の運用から社会が得られたはずの利益を断つ。不適切で軽率な課税は密輸の誘惑を強め、誘惑が強いほど罰も重くなりがちだ。法はときに、正義の一般原則に反して誘惑を生み、それに屈した者を罰し、その誘惑の強さに応じて刑罰まで加重する。第四に、徴税官の頻繁な訪

問や不快で執拗な検査が、人々に無用の手間や煩わしさ、圧迫感を与える。煩わしさや苛立ちは厳密には費用ではないが、そこから解放されるために人が支払つてもよいと見積もる金額に等しい。税は多くの場合、これらのいずれかの形で、国民が被る負担の方が政府にもたらされる収入を上回る。

先に示した租税原則は、公平性と有用性が明らかで、程度の差はあるものの各国の関心を集めてきた。各国は自国の判断の下、可能な範囲で課税ができるだけ公平で確実なものにし、納税者には納付の時期と方法の両面で便宜を図り、国家にもたらす歳入の規模を踏まえて国民負担ができるだけ軽くしようと努めてきた。以下の簡潔な検討と各時代各国の代表的な税の事例の提示は、こうした取り組みの成果が各国で一様に成功したわけではないことを示す。